

## いわきスマートタウンモデル地区推進会議設置要綱

## (設置)

第1条 いわき市土地開発公社が所有する「いわきニュータウン高久地区の土地（住宅用地造成事業用地）」において、いわきニュータウン地区全体や市全体が抱える課題解決を図るスマートシティへの取り組みやコロナ後の社会を踏まえたモデル的開発の実現に向けて必要となる調査・研究及び協議・調整を行うため、「いわきスマートタウンモデル地区推進会議（以下「会議」という。）」を設置する。

## (所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事務について所掌する。

- (1) スマートシティの社会実装に向けて必要となる調査及び研究
- (2) 基本戦略（開発ビジョン）検討に係る事項
- (3) 民間事業者公募要領の検討に係る事項
- (4) 実施計画（民間事業者）に基づく開発の促進へ向けた協議・調整

## (組織)

第3条 会議の委員は、次の各号に掲げる者のうちから構成し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
  - (2) 関係する団体及び行政機関等に属する者
  - (3) 別表に掲げる職にあるいわき市職員
- 2 会長には都市建設部次長を、副会長には都市計画課長及びスマート社会推進課長をもって充てる。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任任期とする。

## (会長及び副会長)

第4条 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、第3条第2項の記載順に従い、副会長が、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員は、代理人を出席させることができるものとする。
- 4 議長は、必要に応じて委員以外の者に委員会の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 会長は、緊急その他やむを得ない事由等により会議を開催することが困難であると判断される場合、書面開催に代えることができる。

## (事務局)

第6条 会議の事務局は、都市建設部都市計画課に置く。

## (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

## (施行期日)

この要綱は、令和3年4月26日から実施する。

## 別表（第3条第1項第3号関係）

部 名	職 名
いわき市総合政策部	創生推進課長
	スマート社会推進課長
いわき市総務部	情報政策課長
いわき市市民協働部	地域振興課長
いわき市生活環境部	環境企画課長
いわき市保健福祉部	健康づくり推進課長
いわき市産業振興部	産業創出課長
いわき市都市建設部	次長
	都市計画課長
	総合交通対策担当課長